

豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）の予防接種を実施した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、進学や就職などの人生の大切な節目を迎える中学3年生、高校3年生等の者が、インフルエンザ予防接種を受ける際にかかる費用を補助することにより、これらの者のインフルエンザの発症や重症化を予防し、進路決定における重要な時期を安心して過ごせるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

保護者等 未成年の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、インフルエンザ予防接種時に豊田市に住民登録のある次の各号のいずれかに該当する被接種者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、被接種者のインフルエンザ予防接種費を負担した場合とする。

(1) 予防接種を受けた日の属する年度に15歳となる者

(2) 予防接種を受けた日の属する年度に18歳となる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる者が当該年度の10月1日から翌年1月31日までの間に受けた、インフルエンザ予防接種（国内で薬事承認を受けたワクチンを使用した場合に限る）1回分の費用とする。なお、他の助成制度による給付があるときは、その額を控除した額とする。ただし、被接種者1人につき補助金の額は5,000円を上限とし、補助回数は1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(1) 当該インフルエンザ予防接種の費用を支払ったことが証明できる書類（領収書等）の原本

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第10条に定める実績報告は、前項に定める書類をもって代えるものとする。

(交付の決定、通知及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をする。

2 前項の交付の決定をもって補助金の額を確定したものとみなし、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

3 市長は、補助金の交付を不適当と認めるときは、不交付の決定をし、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が規則第5条第3項に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団を密接な関係を有する者に該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた申請書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めるとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この改正は、令和6年10月1日から施行する。

豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

豊田市長様

豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

※申請できるのは接種を受けた本人、またはその保護者等に限りです。

申請者	フリガナ		接種を受けた人との続柄
	氏名		
	現住所	〒	
	電話番号		

※接種を受けた本人が成人している（18歳に到達している）が、その接種費用を負担した人が申請される場合、代理申請となりますので、以下をご記入ください。また、申請者は委任状を記入してください。申請者が自署することが難しい場合は、代筆者が申請者氏名を記入し、さらに代筆者氏名及び続柄を記入してください。

委任状	
私は、下記代理人に豊田市インフルエンザ予防接種費補助金の交付手続き及び受領に関する一切の権限を委任します。	
令和 年 月 日	申請者氏名 ()
	代筆者氏名 () 続柄 ()

代理人	フリガナ		接種を受けた人との続柄
	氏名		
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	

接種を受けた人	フリガナ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	年 月 日
	氏名			
	接種時点での住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒	
接種年月日		年 月 日		
接種費用		(A)	円	※支払い時に金券による助成を受けた場合は支払額と金券の額を合算してください。
他からの助成	金額	(B)	円	※利用前・利用後に関わらず、利用できる制度がある場合は必ず記入してください。
	助成事業実施団体等の名称			
申請金額			円	※『(A)-(B)の金額』と5,000円を比べて低い方を記入してください。

接種医療機関	名 称	
	住 所	
	T E L	

私が受領する豊田市インフルエンザ予防接種費補助金について、下記指定口座への振込を依頼します。

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協							本店 支店 支所
		金融機関コード					支店 番号		
	預金種別	普 通 当 座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人	※申請者名義（代理申請の場合は代理人名義）の口座に限ります							

のりしろ	
振込先口座確認書類（写し）	
振込先の分かる通帳・キャッシュカードの写しやWEB通帳の写しをこちらに貼付してください。	

【誓約・同意事項】 ※☑を記入してください。

申請にあたり、以下の項目について同意します。

申請内容について、豊田市が必要と認めるときは住民基本台帳（申請者及び代理申請者の登録事項）を閲覧すること、及び医療機関に問い合わせることに同意します。	☐はい
申請内容について、豊田市が必要と認めるときは健康保険組合等に問い合わせることに同意します。	☐はい
申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意します。	☐はい

☑申請書類提出の前に必ずご確認ください。

- 申請書兼請求書の記入漏れ等はありませんか？
（申請金額の修正は認められませんので、間違えて記入してしまった場合はあらためて新しい用紙に記入してください。新しい用紙は市ホームページから印刷することができます。）
- 領収書（原本）の提出はありますか？
- 領収書に被接種者氏名・接種日・接種金額・病院名・インフルエンザ予防接種の記載はありますか？
- 振込先の分かるもの（通帳・キャッシュカードの写しやWEB通帳の印刷物など）の写しを貼付しましたか？ 貼付していない場合はこちらへ貼り付けてください。
- （領収書原本の返送が必要な場合）切手を貼った返信用封筒はありますか？

様式第 2 号 (第 7 条関係)

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市インフルエンザ予防接種費補助金については、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

豊田市インフルエンザ予防接種費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市インフルエンザ予防接種費補助金については、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

（不支給とした理由）